

(地Ⅲ82F)

平成29年7月12日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

温泉川 梅代

平成29年福岡県・大分県等の大雨被害に係る妊婦健康診査等の
各種母子保健サービスの取扱いについて

今般、標記の件について、厚生労働省子ども家庭局母子保健課より事務連絡がなされ、本会に対して周知方依頼がありました。

本件は、大雨により被災された妊産婦や乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスの取扱いについて、避難先である自治体において被災者の罹災状況等を勘案し適切な対応を求めるものであります。

なお、対象となる妊婦が受診等した場合や乳幼児健康診査を集団健診ではなく、医療機関において個別に実施している場合の取扱いについては、別紙をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、自治体と連携の上適切な支援が行われるよう、貴会管下郡市区医師会及び貴会管下会員への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡

平成 29 年 7 月 12 日

公益社団法人 日 本 医 師 会 御中
公益社団法人 日 本 産 婦 人 科 医 会 御中
公益社団法人 日 本 小 児 科 医 会 御中
公益社団法人 日 本 産 科 婦 人 科 学 会 御中
公益社団法人 日 本 小 児 科 学 会 御中
公益社団法人 日 本 看 護 協 会 御中
公益社団法人 日 本 助 産 師 会 御中
公益社団法人 日 本 栄 養 士 会 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

平成 29 年福岡県・大分県等の大雨被害に係る妊婦健康診査等の
各種母子保健サービスの取扱いについて

母子保健行政の推進については、かねてより特段のご配慮をいただいている
ところであり、深く感謝申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり各都道府県、保健所設置市、特別区あてに
送付し、被災者に係る妊婦健康診査等の各種母子保健サービスの取扱いについ
て、特段の配慮をお願いしているところです。

該当する妊婦が受診等した場合には、別紙を参考に適切に対応いただきます
ようお願いいたします。なお、集団ではなく、医療機関において個別に乳幼児
健康診査を実施している場合にも、別紙の取扱いに準じてご対応ください。

あわせて、貴会会員に対し周知いただきますよう、よろしくお願いいたしま
す。

事 務 連 絡
平成29年7月12日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right]$ 母子保健主管部（局）御中

厚生労働省子ども家庭局
母子保健課

平成29年福岡県・大分県等の大雨被害に係る妊婦健康診査等の
各種母子保健サービスの取扱いについて

母子保健行政につきましては、かねてより特段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

今般の大雨により、避難所等での生活を余儀なくされた被災者の方々については、身体的・精神的にも厳しい状況に置かれているものと思われます。特に妊産婦、乳幼児に対しては、健康管理に配慮した早急な対応が必要であります。今後、避難所等の生活が長期化することも予想されることから、必要な継続的な支援についても十分配慮する必要があります。

ついては、母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスの取扱いについて、当該被災者から申し出があった場合には、住民票の異動の有無にかかわらず、避難先である自治体において被災者の罹災状況等を勘案し、適切にサービスが受けられるよう特段のご配慮をお願いいたします。

また、妊婦健康診査の取扱いについては、別紙のとおりとなりますので、ご承知置きください。なお、乳幼児健康診査について、集団健診ではなく医療機関に委託して健診を実施している場合にも、別紙の取扱いに準じてご対応ください。

都道府県におかれては、貴管内の市町村に対しても、周知いただきますようお願いいたします。なお、別添のとおり、関係団体あてに事務連絡を送付していることを申し添えます。

妊婦健康診査の取扱いについて

1 対象者

大雨の被災により災害救助法の適用を受けた地域の妊婦

2 適用に係る取り扱いについて

- (1) 避難先自治体へ被災地である前居住地の自治体の妊婦健康診査受診券を持たずに避難してきた妊婦については、妊婦からの申し出があった場合には、妊婦健康診査が受診できるよう避難先自治体の妊婦健康診査受診券を交付いただくよう特段のご配慮をいただきたいこと。
- (2) 避難先自治体へ被災地である前居住地の自治体の妊婦健康診査受診券を持って避難してきた妊婦が、避難先自治体の医療機関に前居住地自治体の妊婦健康診査受診券を提出して妊婦健診を受診した場合は、通常どおり、妊婦の住所地以外の病院、診療所、助産所での妊婦健康診査として取り扱うこととなり、受診券発行元である前居住地被災地自治体における対応となること。
- (3) 災害救助法の適用を受けていない地域の妊婦が他の自治体へ移動した場合は、上記(1)の取扱いにはならないこと。

以上

医療機関の皆様へ

福岡県・大分県等の大雨により被災された 妊婦さんの健康診査の取扱いについてのお知らせ

福岡県・大分県等の大雨により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。今般の災害に係る妊婦健康診査の取扱いについては、下記のとおりとなります。

- ① 健康診査の受診券を持っている場合、通常は、医療機関と契約又は償還払い等の対応となります。
- ② 受診券を持っていない場合は、避難先自治体の健康診査として、受診券を交付いただくよう、避難先自治体に対し特段のご配慮をお願いしているので、妊婦さんに対し、避難先自治体の母子保健担当窓口に相談するよう、ご案内ください。

厚生労働省子ども家庭局母子保健課